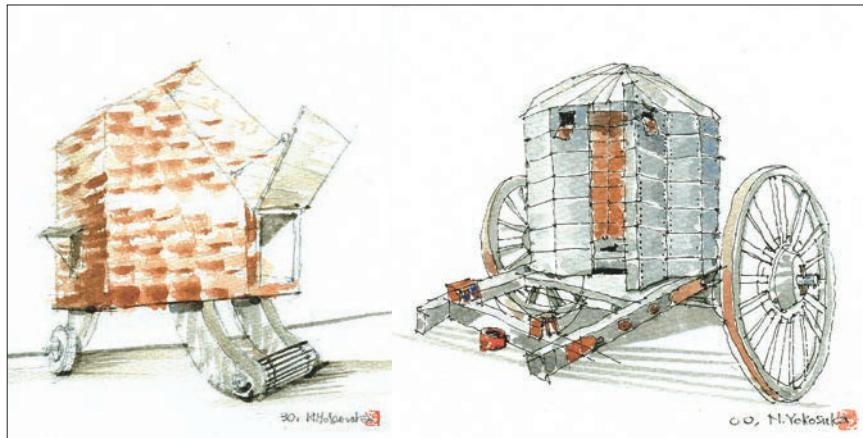


(2018-19年度 国際ロータリー・テーマ)



インスピレーションになろう



「新旧安神車」(水戸市)

私の宝物 TOKYO 1964 聖火リレー

小泉不二夫 (流通商社関連)

1964年10月3日晴、私は55年前14才の中学生の時茨城県聖火リレー走者として、茨城第37区水戸市赤塚駅～石川町交番前区間を走りました。飯富スポーツ少年団（剣道）として参加させて頂きました。沿道は日の丸の旗を振る人で埋め尽くされておりました。

聖火リレー実施要綱によると走者は日本人男子とし教育委員会からの推薦された者とする。区間距離は1km～2km、速度は毎時12kmを標準とする。服装は白色ランニングシャツ、白パンツ、白運動靴とし、胸マークは五輪組織委員会から交付される。走者はアマチュアであり、十分リレーに耐え得る体力を有する者とする。

私の着用した五輪マーク入りのランニングシャツ、パンツ、リレー参加絵皿、聖火リレー者名簿等、両親が大切に保管していた事に感謝しております。私の宝物の一つとしてお見せしたいものです。

NHK大河ドラマ「いだてん」が放映されており日本がオリンピックに初参加した1912年のストックホルム大会は団長は日本スポーツの父と言われ柔道の創始者嘉納治五

郎さん、マラソンは金栗四三さん、短距離走者は三島弥彦さんです。その後オリンピックの東京開催を目指し奔走した田畠政治さんの活躍のおかげで私も東京大会聖火リレーに参加出来たことを嬉しく思います。

10月10日秋晴れの代々木国立競技場の開会式で大きく立派な聖火台に聖火が点火されました。その聖火台が「日本のロータリアンの善意の寄付である事」を知っている方がどの位いるか、ボーッと火を見ていてはわかりません。

【国外聖火リレーコース】

アテネ（オリンピア）⇒ イスタンブール ⇒ ベイルート ⇒ テヘラン ⇒ ラホール ⇒ ニューデリー ⇒ ラングーン ⇒ バンコク ⇒ クアラルンプール ⇒ マニラ ⇒ 香港 ⇒ 台北

【国内リレーコース】

沖縄 ⇒ 九州 ⇒ 東京 (1.2コース)

沖縄 ⇒ 九州 ⇒ 北海道 ⇒ 東京 (3.4コース)

次の聖火リレーコースはどんなコースかな？

TOKYO2020東京オリンピックの大成功を祈ります。

No. 31 2019・2・19

1951年3月6日設立
1951年3月15日RI認証

■事務所

〒310-0021 水戸市南町2丁目5番5号 常陽銀行本店 別館5階

TEL.029(231)2151(代表) 直通(225)4820 FAX.029(225)4825
E-mail r.i.mito@sage.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.mito-rc.jp/>

■例会日
毎週火曜日・12時30分
常陽銀行本店8階

【卓 話】 茨城県暴力追放推進センターの活動について

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
専務理事 橋本康一郎 氏



「暴力追放推進センターをご存じですか？」

暴追センターは、山一抗争後の平成3年5月15日公布され、平成4年3月1日施行となつたいわゆる暴力団対策法に基づき設立されました。

暴対法の第32条の3には、公安委員会は、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当すると認められる者を、その申し出により、都道府県に1を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。これが当センターの設立根拠になります。

暴対法の制定過程は、昭和50年代後半当時、暴力団事件がますます悪質化、巧妙化しており、このまま放置できない状況から、警察庁では、暴力団取締りに新たな対策立法が必要であるとの認識のもとに、平成3年4月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（案）の骨子を公表し、条文化しました。

茨城県警察でも、平成3年4月から担当係を設置し、平成4年6月16日、財団法人茨城県暴力追放推進センターが設立されました。さらに平成20年12月からの公益法人制度改革により、当センターは、平成22年12月8日、茨城県知事から公益法人の認定を受けております。

当センターの目的は、定款第3条に定められたとおり暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持となっております。

暴追センターの活動については、暴対法第32条の3第2項の規定された事業を行っております。

①暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動。ポスター、パンフレットの作成配布、暴

力追放県民大会の開催、新聞、ラジオの広報、茨城放送のスポット放送などを行っております。

②民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動。暴力追放組織に対する支援金の支給は、10万円を上限に行っております。

③不当要求防止責任者講習の実施。この講習は、当センターが茨城県公安委員会の委託を受けて、行政機関や事業所等の責任者に対して、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合における対処要領等の講習を行うことです。

④暴力団員からの不当な行為に関する相談活動。これは、三の丸庁舎での来訪者への面談による相談、電話などによる相談を受けて、助言をしております。

⑤少年への暴力団からの働きかけを排除する活動。これは、日本の将来を担う少年が暴力団に入らないよう、県内の少年指導委員に対する研修や各種団体に対する啓発活動を行っております。

⑥暴力団から離脱しようとする人を助ける活動。暴力団員から暴力団を離脱したいと相談を受けた場合、離脱方法などの助言や住居確保の援助活動を行っております。

また、暴力団を離脱しても仕事がなければ、逆戻りとなりますので、離脱者受け入れに協力してくれる事業所等への就業支援つまり就職できるシステムを作っております。

⑦暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動。これは、暴力団組事務所撤去活動を支援し、暴力団員を相手とした損害賠償請求訴訟の支援、訴訟費用の無利子貸し付けであります。

⑧暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動。これは、茨城県内において発生した暴力団構成員等の有形力の行使に起因する人的被害及び家屋、自動車、物品等の物的被害に対して、10万円を限度に支給するものです。

⑨その他の活動。暴力団排除のためにDVD、のぼり、提灯などの各種機材の貸し出しであります。その他に職域の暴排活動の支援として、講演を実施したり、地域の暴排活動の支援として、キャンペーン活動に参加したり、啓発資料の配布等の活動を行っております。

暴対法で指定された指定暴力団の事務所があり、対立抗争でその事務所に対して銃器発砲事件や車両突入事件が発生した場合、事務所付近の住民や働いている方が巻き添えになる可能性があります。そうなると、住民が「安心して生活できない、安心して業務が行えない」となります。法律的には、「人格権が違法に侵害された」ということです。住民は「暴力団事務所の使用差止請求訴訟」を起こすことができます。

しかし、現実には、暴力団等の報復等を怖れ、住民の方が原告として訴訟を起こせない場合が出てきます。そこで、暴対法が平成24年に改正され、暴追センターが、住民の委託により付近住民に代わって訴訟の当事者つまり原告となる団体（適格団体）として、平成26年2月、国家公安委員会から認定されました。当センターは、住民等から委託を受けて、暴力団事務所使用差止請求訴訟を提起することができるようになりました。

当センターの設立時の平成4年に、センターの活動資金は、基本財源として、茨城県から3億円、市町村から1億円、民間から約4億円の出捐（寄付）して頂きました。

当時、預金利息が約4%近くありましたからその利子等で運営できました。

しかし、現在は皆さんもご存じのとおり日銀によるマイナス金利政策が導入され、利息収入を活動資金としていた当センターに多大な影響が出ています。利子収入が約160万円減少し、さらに、賛助会費の減少、責任者講習の委託金が減少しています。

賛助会員会費で1,000万円欲しいところであ

りますが、29年度の実績は、約940万円でした。

皆様方には、以上の点をご覧の上、賛助会員になって頂き、不当要求防止責任者講習には、積極的に参加していただければ幸いです。

全国の暴力団情勢ですが、平成29年末現在の暴力団構成員及び準構成員は、34,500人であります。平成28年末と比べ約4,600人の減少となっております。

次に、茨城県内の暴力団勢力は、平成30年末現在、暴力団構成員及び準構成員が、87組織（前年比-3）、約980人（前年比-90人）把握されています。

組織別勢力は、松葉会約31.5%、住吉会約23%、六代目山口組約20.5%、関東関根組約10.5%、極東会約5%、神戸山口組約4.5%、稻川会約4%、その他約2%となっております。県内は、松葉会、住吉会、六代目山口組の三団体で、約75%を占めています。

山口組は、六代目山口組と神戸山口組、任侠山口組の三つ巴となり、いつ対立抗争が発生するか分かりません。県内にも六代目山口組は約200名、神戸山口組は約40名いますので、六代目山口組が組織の小さい神戸山口組に対立抗争を仕掛けないとは言えません。

また、松葉会についても、松葉会から分裂しました関東関根組を面白くないと思っている組員もいると思いますので、新たな抗争などにつながる恐れがあるなど予断を許さない状況にあります。

暴追センターは、警察、弁護士会、県民の皆様と連携または協力して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現と暴力団排除活動等に取り組んで行きますので、よろしくお願いします。

例会報告

2月第3例会

司会 神尾(友)委員

◇ゲスト紹介

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
専務理事 橋本康一郎 氏

◇新会員紹介

○ 小宅 敦雄君（警備） S 47. 10. 22生
綜合警備保障株式会社 茨城支社長
綜合警備保障の小宅 敦雄と申します。前任



の松岡から本年の1月9日よりこの水戸に赴任して参りました。年末から年明けにかけてバタバタしながらの着任でした。着任早々にインフルエンザになってしまいました。3年ぶりに関東に帰ってきたものの一週間会社にでられない状態でした。皆様にご挨拶が

遅れてしまい大変申し訳ございませんでした。
大分ロータリークラブで2年半ほど活動して参りましたがまだまだわからないことばかりですので色々と勉強しながら自分を高めていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願ひいたします。

(推薦者 横須賀(満)会員、牧会員)

◇ 会長の時間

牧会長

2月16日は水戸ローターアクトクラブ創立50周年記念式典が行われ、高橋 靖水戸市長や高橋賢吾ガバナーをはじめ75名の参加者のもと盛大に開催されました。

水戸RAC但野会長の挨拶の後、提唱RC会長挨拶ということで私も一言祝辞を述べさせていただきました。その後水戸市長、青少年奉仕総括委員長、地区ローターアクト代表の3名の祝辞があり、「水戸RAC復活までの物語」というビデオが流れ、記念講演では内藤地区ローターアクト委員(水戸RC)の話術巧みな話しが笑いを誘い、会場の雰囲気が一気に和みました。

懇親会は高橋賢吾ガバナーの挨拶・乾杯で始まり、また、下館RACの壇さんの素晴らしいオペラ独唱や、梅酒、納豆、水菜の銘柄当てがあり、自信たっぷりの解答者の困惑気味な顔に会場が沸きました。そして、実行委員長の青木さんの涙で、楽しい心温まる感動の記念式典も閉会となりました。

これは水戸RACからいただいた水戸RCに対する感謝状です。改めて、水戸RACにお祝いの言葉を送りたいと思います。「創立50周年おめでとうございます。多くのRACのメンバー やロータリアンのたゆまない努力でここまでこれたと思います。これからの一層の活躍を期待しております。水戸ロータリークラブと共に頑張っていきましょう。」

◇ 出席報告

八文字委員長

会員数	出席数	欠席数	本日の出席率
111名	72名	39名	69.90%

前週訂正出席率 75.25%
前々週訂正出席率 82.86%

◇ にこにこBOX

谷川委員長

小宅会員……本日より伝統と格式ある水戸RCへ入会させて頂く事になりました。皆様どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

二川会員……小宅さんご入会おめでとうございます。

内藤会員……水戸ローターアクト創立50周年記念式典、大変ありがとうございました。

香嶋会員……水戸ローターアクト創立50周年記念式典お疲れ様でした。

安(圭)会員……水戸ローターアクト創立50周年記念式典、無事に終える事ができました。ありがとうございました。

神尾(友)会員……本日司会です。よろしくお願ひします。

村田会員……①誕生祝ありがとうございます。
②女房の誕生祝ありがとうございます。

山口(晃)会員……女将が2月8日誕生日のようでした。ありがとうございます。

和田(徹)会員……妻の誕生日祝いありがとうございます。

本日の合計	10件	55,000円
-------	-----	---------

◇ 米山BOX

八文字典昭会員……米山功労者献金

(第7回) 10,000円

(累計 270,000円)

この計	1件	10,000円
-----	----	---------



週報担当 片岡 宗嚴 委員長

例会予告

3月 5日 (火)

—イニシエーションスピーチ—

卓話「キャッシュレス化の動き」

関 優 会員

3月 12日 (火) 前橋RCとの観梅会
「コーラスの夕べ」 於 三の丸ホテル

3月 19日 (火)

—定款第8条第1節により休会—

…… 例会欠席の方は、4日前までに事務局までご連絡下さい。……